

# 明石市道路構造の技術的基準等を定める条例及び施行規則について

## 1 制定の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により道路法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正され、全国一律に定められていた市道の構造の技術的基準、市道に設ける道路標識及び市道のうち特定道路の新設又は改築を行う際の基準を条例で定めることになり、明石市道路構造の技術的基準等を定める条例（平成24年12月27日条例第32号）を制定しました。

また、条例第2条、第3条、第4条及び第5条の規定に基づき、明石市道路構造の技術的基準等を定める条例施行規則（平成25年3月29日規則第18号）を新たに制定しました。

## 2 制定の概要

- ・ 駐車場の標識の基準 → 道路法施行規則どおり
- ・ 市道の構造の基準 → 植樹ますの定義付け並びに植樹帯及び植樹ますの設置に係る例外規定の柔軟化  
その他の基準は道路構造令どおり
- ・ 市道の標識の基準 → 兵庫県が定める内容と同じ内容  
（文字の大きさ：0.8倍、1.25倍を追加）
- ・ 移動円滑化の基準 → 兵庫県が定める内容と同じ内容  
（国の基準にほぼ準拠）

## 3 施行期日

平成25年4月1日（条例及び条例施行規則とも同日付）

## 4 パブリックコメントの実施結果

期 間：平成25年1月25日から平成25年2月25日まで  
意 見：無し